

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月1日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第4号

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則

京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(設置)」に改め、同条第1項本文中「学校(以下「設置校」という。)として指定する」を削り、同項ただし書中「学校運営協議会」を「協議会」に改め、「学校として指定する」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第4条第2項を次のように改める。

2 校長は、委員として任命されることが相当と認める者を教育委員会に推薦することができる。この場合において、校長は、推薦する者の一部を公募により定めることができる。

第4条第3項を削り、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第5条第3項を削る。

第6条第2項第1号中「設置校」の右に「(当該協議会がその運営に参画する学校をいう。以下同じ。)」を加える。

第9条第2項中「、別に定めるところにより」を削り、「その他の任用に関する事項」を「、転任又は昇任に関する事項(特定の個人に係る事項を除く。)」に改める。

第16条第2項中「協議会の委員以外の」を削る。

第17条第2項中「設置校の指定」を「協議会の設置」に、「指定の取消し」を「運営の一時停止」に改める。

第19条第1項及び第2項中「指定の取消し」を「協議会の運営の一時停止」に改める。

第21条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局生涯学習部)